

令和6年度

第2回ふじさわ人権協議会 議事録

日 時 2024年10月18日(金)午後2時から午後4時10分まで

会 場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1・5-2

出席者

1 委員=13人

鈴木会長、深田副会長、岸本副会長、入沢委員、須田委員、鳥海委員、
星野委員、木村委員、ポッチャニー委員、都委員、宮城委員、萩原委員、
森岡委員
(欠席)なし

2 事務局=4人

人権男女共同平和国際課 作井(課長)、濱野(主幹)
猪野(課長補佐)、中村(上級主査)

3 傍聴者 0人

内 容

1 後任委員への委嘱状の交付

2 議題

(1)包括的性教育について

(2)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市基本計画
の策定について

3 その他

令和6年度 藤沢市平和学習広島派遣プログラムに参加して(萩原委員)

【令和6年度 第2回ふじさわ人権協議会】

○事務局(濱野) それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。ただいまから、令和6年度第2回ふじさわ人権協議会を開催させていただきます。私は、進行を務めさせていただきます人権男女共同平和国際課の濱野と申します。よろしくお願いいたします。本日は会議時間を1時間半程度と考えておりますので、よろしくお願いいたします。まず議事に入る前に、人事異動により、江藤和江様が委員を退任されましたので、後任の木村亜希子様に委嘱状を交付させていただきます。本来であれば、委嘱状は市長から交付させていただくところですが、公務の都合により、人権男女共同平和国際課長の作井から委嘱状を交付いたします。恐れ入りますが、こちらからお名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立をお願いいたします。木村亜希子様。

○木村委員 はい。

○事務局(作井) 木村亜希子様、ふじさわ人権協議会委員を委嘱します。期間は2024年(令和6年)9月1日から2025年(令和7年)3月31日までとします。2024年(令和6年)9月1日藤沢市長鈴木恒夫。代読でございます。よろしくお願いいたします。

○木村委員 よろしくお願いたします。

○事務局(濱野) それでは、木村委員から自己紹介をお願いいたします。

○木村委員 はじめまして。辻堂にありますカメラア藤沢SSTという施設から参りました木村と申します。以前は江藤がお世話になっていましたのですが、社内の人事異動ということで、今回より私の方が参加させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(濱野) ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。この場で課長の作井は公務の都合で退席させていただきます。

○事務局(作井) 申し訳ありません。よろしくお願いいたします。

○事務局(濱野) それでは本日の会議でございますが、本日は全員出席ということになりますので、この会議は成立しておりますことをご報告いたします。次に、会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議は、市政運営や施策形成における公平性および透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。本日の会議におきましても、公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(濱野) 異議がございませんので、ふじさわ人権協議会は公開といたします。ここで傍聴の確認をさせていただきます。本日、傍聴人はございません。次に、資料の確

認をさせていただきます。次第と裏面が委員名簿となっているもの、資料1-1としまして包括的性教育について。参考の資料としまして、さいたま市と立川市の情報誌の抜粋の写し。資料2-1としまして「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市基本計画の策定について、2-2として骨子案がございます。それから、人権啓発講演会のチラシが事前に配布している資料でございます。そして当日の配布資料といたしましては、萩原委員の平和学習の資料、議題1の意見集約表、ジェンダー平等男女共同参画講演会のチラシになります。過不足等はございませんでしょうか。それでは、ここからの議事進行につきましては、要綱第5条第2項の規定により、会長にお願いしたいと思います。鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 皆様こんにちは。鈴木でございます。今日、第2回目のふじさわ人権協議会ということで皆様の活発なご意見を賜れればというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。では今回、新しく木村委員もお迎えして、新たに進めてまいりたいと思います。木村委員、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速議題に入らせていただきたいと思います。皆様には、包括的な性教育のことについて、意見を求めさせていただきました。まず、包括的な性教育についてということで、事務局から簡単に趣旨などのご説明をお願いしたいと思います。

○事務局(濱野) 資料の1-1をご覧ください。近年、インターネットが普及し、子どもたちの間でもスマホが多く利用されております。SNS等を介した性犯罪被害が後を絶たない状況から、人権や性の多様性を含めた包括的性教育の重要性が高まっております。本市としましても、この後議題になっております「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市の基本計画の中にも包括的性教育を検討しているところでございますので、皆様のご意見を伺いました。また、先ほど通って来られたと思いますが、本庁舎の5階には多くの中学生や高校生が学習室に来庁していることから、このスペースに性の悩みなどを気軽に相談できるユースクリニックのような相談ステーションを設置してほしいというご要望をいただいております。その場合の中学生や高校生の利用想定や、メリット・デメリットについてのご意見をお伺いしたところでございます。市としましては、今回の事業の方向性などの検討にはまだ至っていない状況でございます。包括的性教育自体があまり知られてないところもありますので、こちらの方に定義を書かせていただき、参考としまして、さいたま市と立川市の男女共同参画情報誌の中に包括的性教育について記載がありましたので、そちらを添付させていただきました。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。私は会長ですので、なかなかこういった意見は出さないようにしているのですけれども、皆様のご意見を公平にというのでしょうか、取り扱っ

ていきたいと思っていますので、意見は出ささせていただいておりませんが、今回皆様にお問いかけ申し上げました包括的性教育、資料としていただいた、さいたま市の「夢」という冊子にこの辺りのところが、かなり分かりやすく書かれていて、いわゆるこれまでの性教育だけではなく、その先にあるものということで知識の教育だけでなく性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた包括的なコンプリヘンシブな性教育ということで、ユネスコでも国際セクシュアリティ教育ガイダンスがあるということで、8つのものがあるというのも出てきたかなと思っております。この中には、8のキーコンセプトというようなものが書かれております。私も、今回これが議題になるということでいろいろ調べてみましたけれど、まだまだ自治体レベルでの取組というのは少ないようです。そういった中で、藤沢市が、この次の議題のところにも出ております新しい取組をしていく中で「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本計画に関わるところとして、この包括的な性教育の検討ということで、特にここは人権に関する協議会でありますので、人権の視点からどうだろうかというようなこと、またそのみならず各委員の包括的性教育についてのお考えをお聞きしたいということであります。ここは、本当にさまざまな人権という切り口で、いろいろな分野の皆様の得意分野といいましょうか、特に強い部分というのがあるということです。そういった立場からも、お聞きしたいということで意見を求め、今回集約表をいただいたわけでありす。今回の進め方なのですけれども、まずはこの意見集約表に基づきまして、各委員から、必要であれば補足なども加えていただきながら意見をお知らせいただければというふうに思います。大きく1番の包括的性教育と、それから2番の相談室のお話なのですけれども、別々にお聞きした方がいいかなと思っていますので、まずは1番の包括的性教育について、順番に各委員のご意見を読み上げていただいても結構ですし、あるいはここにさらに付け加えながら、お話しいただいても結構でございますけれども、皆さんの意見を伺うという時間を最初に取っていききたいと思っています。包括的性教育について順番に意見をお話しいただければと思います。入沢委員お願いいたします。

○入沢委員 私自身は大変お恥ずかしながら包括的性教育という言葉について、今回の議題をいただいて、ほぼ初めて、状況をお調べし、にわかながら知識を得たというところでございます。その段階ではありますけれども、思ったことを書かせていただきました。これまでの性教育は、身を守るとか何をしてはいけないとか、非常に守りの要素が強い、またどちらかというと性行動の出口論的立場に立つものが多い印象を受けています。しかしこの包括的性教育というのは、そうではなくて、人権に寄って立ち、人権ベースだからこそ誰にでも関係する、全員に関わることだという思想の教育であり、「誰にでも関係する」という点がとてもいいと思いました。しかし一方で、私自身に耳馴染みがな

かったのと同様、包括的性教育という存在がどれだけ普及しているのか、言葉、そしてその理解は、まだまだだと感じています。そのような現状で、これを学校教育で行うことを想定すると、現場任せにするのは、教育内容の質、統一性の観点から、難しいと思います。しかるべきオーソリティから基本カリキュラムのようなお示しがあった方がよいと考えます。また、国際セクシュアリティ教育ガイダンスによると、年代ごとにディスカッションを重ねていくという進め方の指針がありましたが、日本は教育におけるディスカッション文化が、まだ成熟していません。そのような中で、さらに扱うテーマが難しいとなると、日本に合った手法を探すべきだと思います。感想が多くなりましたが、以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、続きまして須田委員からお話いただければと思います。

○須田委員 本当に難しくて、今回、一生懸命インターネットで包括的性教育とは何だろうと思って調べました。自分が育ったときのことを考えながら、思ったのですけれど、子どもたちに教育という前に、やはり学校の先生や大人に対する教育の方が必要なのではないかなとすごく感じました。私は子どもの頃に自分が嫌なことは人にはしないようにと親に育てられて今まで来たのですけれど、それだけでは駄目なのだと今回、ネットで調べながら、こういうことも必要なのだということを改めて感じました。ならば子どもに教育をすると同時に、先生も親も地域も全体が学ばないと駄目なのではないかなと感じて、こういうふうな形で書かせていただきました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、続きまして、深田委員、お願い申し上げます。

○深田委員 包括的性教育を推進していくことには、賛成です。ただ、一番重要になる学校教育の現場で、包括的性教育というのを実施していくには、文部科学省が従来の方針を変え、指導要領等を変えないと、なかなか実現が難しいというふうに思います。ですけれども、教育委員会が独自の形で何か考えるということは、あり得るかなと思っています。一つの例ですけれども、逗子市では毎年中学2年生を対象に、さまざまな人権をテーマにしたパンフレットを作成して、配布するという取組をもう何年も続けてきています。そういう形で教育委員会としてできることは、何かあるのかなとは思っています。一方で、市長部局として、包括的性教育に関して具体的にどういう取組ができるのか、どういう取組を考えてらっしゃるかというのは、お聞きしたいなと思っています。それからもう1つ、今回、日本財団の有識者会議の提言書というのが、このいただいた資料にあがっていて、ネットで検索して見てみたのですが、この有識者会議の名称は、「性と妊娠にまつわる有識者会議」という名称なのです。ざっと読んだ感じでは、性の多様性に関する部分が全く書いていないわけではないのですけれども、少し弱いかなと思ったことがひとつ。それから、日本財団はあくまでも一民間団体でありますから、もし基盤に考えるのであ

れば、先ほど会長もおっしゃった、国連機関がいくつか関わっているようですので、ユネスコが出している国際セクシュアリティ教育ガイダンスを基にした方がいいのではないかなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、続きまして、鳥海委員、お願いいたします。

○鳥海委員 個人的な私の話になってしまうのですが、この夏に孫たちとプールに行きました。孫たちが水着を着替えるときに、「わー、プライベートゾーンが。」と言ったのですね。「プライベートゾーンっていう言葉知っているの。」と孫たちに聞いたら「知っているよ」と言うから、「何？」と言ったら「胸とお尻と性器と口のことをプライベートゾーンって言って、これは人に見せたり触らせてもいいけないし、逆に自分も人のものを見たり触ったりしちゃいけないんだよ。」と4歳の孫が説明できたのです。すごくびっくりしてしまって、それで私はプライベートゾーンをパソコンで検索して初めて、この包括的性教育にたどり着いたのですが、本当に、孫から教えてもらった恥ずかしい感じですが、性教育というものは、今やこんなに小さい子たちから始まっているのだということに気づかされました。それと同時に、最近、低年齢の子どもたちが性被害に遭う事件とか多いので、保育園や幼稚園などの教育現場で、小さいうちから性教育をきちんと取り組んでくれているのだなということに感心しております。それと同時に、私たち大人も「性教育なんて今さら」なんていう人が、たぶん私の周りでは結構いると思うのですが、そうではなくて、「性教育はこんなにも変わってきている、多様性がある。」ということを理解しなくてはいけないと気づかされました。子どもがきちんと性教育を受ける権利は、基本的人権の1つとされています。まさに包括的性教育イコール人権教育だなと私は気づきました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、続きまして、星野委員、お願い申し上げます。

○星野委員 子どもたちがSNSなどで性犯罪に巻き込まれています。多くは女性の被害者が多いかなと思うのですが、男性の被害者もいるということを知っていただければと思います。昨年、ジャニーズ性加害問題が公になってきましたけれども、男性の被害者も昔からいました。私の施設は17年前にオープンしましたが、その当時から、中高生が大人の男性から誘惑され、望まない性交渉を持ってしまうたり、中学生が1回3万円とかもらって援助交際し、性感染症に感染したりというのがありました。そういう問題を警察が取り締まっていますが、補導されると親に伝えてしまう。そこで、望まないカミングアウトということで、自分がゲイだということがばれてしまい、親との関係がうまくいかず、夜遅くまで街をたむろして、また別な事件に巻き込まれるというような問題がありますので、性別、性的指向、性自認に関わらずすべての人が平等に包括的性教育の情報を得て、相談できる場所もきちんと作っていただければと思っています。

○鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、木村委員、お願い申し上げます。

○木村委員 私も今回こちらに参加させていただいて資料いただいたときに、初めてその包括的性教育という言葉を目にしました。ネットで検索をさせていただいて、自分自身が子どもの頃の性教育とは全く違うということを感じました。「男性はこうです。女性はこうです。」と体の特徴を学んでいたのが性教育で、そうではないのだなというのに、ある意味カルチャーショックというか、今はここまで進んでいるのだということを感じました。先ほどのお孫さんからのプライベートゾーンというお話もありましたが、小さい女の子、男の子が、自分がされていることがおかしいのだということに気づけなかったり、大人の悪い誘惑にはまってしまったりというところは、大人が発信をしていかないと守ってあげられないのだなと痛感したというのが私の感想になります。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、ポッチャニー委員、お願いいたします。

○ポッチャニー委員 包括的性教育はとても難しいです。私も初めて聞きました。私の感想を言うと、日本とタイはそんなに変わらないです。やはり、性の話はタブーというか、話さない方が良くとされている。話さないことが良い女性であり、良い男性である。たぶん日本の学校では体の特徴、どうやって人は生まれるか、どうやって自分を病気から守れるかという教育しかなかった。今回、課題をもらってネット検索をしたら、タイでは国際セクシュアリティ教育ガイダンスに沿って細かくたくさん項目が書いてありました。タイでは、昔は社会的にカミングアウトがしにくかった。私が10代のときに、カミングアウトが流行ったというか、これから生きていくのに「自分の性はこれだ」と言ってもいいのではないかという大人が出てきて、カミングアウトはしやすくなりました。今のタイは、LGBTの天国と言われていて、LGBTの方が海外から結構来ます。同性婚の法律も今年できそうです。タイでは性教育も進んでいるのです。子どもたちは小さい頃からインターネットが使えるため、SNSによる性被害者が出ているので、やはりこういう教育は必要ではないかと思います。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続けて、都委員、お願い申し上げます。

○都委員 私の方からは、情報提供みたいな形になるかもしれませんが、県の教育委員会の方では、発達段階に応じて、命を大切にすること、それから加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための命の安全教育というものを推進しております。皆様が今おっしゃられたように、人権教育それから防犯教育、情報教育、性に関する教育の4つの視点から、今まで学校でやっていたことも含めて、各校で実施していくような取組をしております。私がいる教育事務所でも、今年度研修会の中で、命と性に関する正しい理解ということで、湘三管内7市町の全小・中学校の先生に来ていただきまして包括的性教育について、上田先生からご講演をいただきました。先生方の中にも「包括

的性教育って何ですか」というようなお話もありましたので、人権的な視点も含めて具体的に知っていただく機会になったかなと思います。委員会の方で令和4年3月に、性に関する指導の手引きということで出ささせていただいております。実はこれは前回は平成16年に出していたもので、それを改定したというものになっております。幼稚園から高等学校までということで、発達段階に応じて、どういう指導をしていけばいいかというようなところで取り上げております。実際に指導案的なものもつけていきながら、事業の中で取り組めるものということでお示しをしております。ただ、こちらの周知はしているのですが、なかなかまだ広がっていかないところがありまして、委員会としても、そのあたりは課題だなというふうに感じております。何か良い周知の仕方があれば教えていただきたいなと思います。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、岸本委員、お願い申し上げます。

○岸本委員 包括的性教育についての意見を書いてと言われて、正直面食らってしまいました。それは問いに対しての非難ということではなくて、自分がそれを言葉として因数分解して、きちんと語れるだけの知識がないということを改めて認識をさせられたということです。

どうしようか考えたところなのですけれども、自分の中では2つの場面で意見をしようと思いました。

1つ目が、おそらく、藤沢市として包括的性教育の導入を検討しているということだろうと想定し、それについて、どう考えるかということ。

もう1つがやはり、包括的性教育は字面と名称を耳に入ってくる音としても非常にわかりづらいので、その部分についてどう考えるかということです。

1つ目については、性教育というのは本来、生命に関わる重要なことではありますし、子孫を残していくという行為でもありながら、コミュニケーションというような面もあったりとか、人権・価値観・文化いろいろなところに携わる大事な事柄でありながら、親として自分を振り返ったときには、子に直接教えることがとてもやりづらいという気持ちを持ってしまう。ですから、家庭の外のいろいろな場面で良質かつ適切な教育をしていただけるような機会を設けていただけるということであれば、もうこれは大賛成だなと思っています。そうすると、先ほど深田委員もおっしゃられたように、結局導入についてどうするかの見解を言うためには、どういうことを検討しているのかということをもう少し具体的なものに落とし込んでいただく必要があります。抽象的に言えば、国際標準に準拠し、国際的に求められている水準で導入していただくことを希望します。

2つ目の名称については、わかりやすく、伝わりやすく、言いやすくするために、「包括的性教育」という言葉も別の言い換えが必要ではないかと考えました。「包括的性教育」と

聞いて、8つのキーワードがパッと浮かぶのであればいいですが、皆さんの中に「包括的性教育とは」という定義の共通認識がないのであれば、難しい言葉を使っているだけで、皆さんの頭の中に「??」が浮かぶだけになってしまいます。包括的性教育という言葉は、ある1団体が提唱した呼び方で、今は、みんながその用語に乗かって使用し始めたところなのだろうと思いますが、未だに世間に浸透していないのだとすれば、むしろ藤沢市の方から、国際標準に準拠した性教育、包括的な性教育をやっていく名称も新たに作って、世間にアピールしていくほうがよいのではないかなと思いました。

では、どんな名称にするべきか、自分なりに少し考えたのが、例えば「いのちと性の学び」を導入しますというような言い方です。人権とか命に関わる広いことと、性に勉強もするものなのだなということが伝わるかなと思い、例にあげてみたのですけれども、もっと伝わりやすく、言いやすく、わかりやすい名称が、皆さんのお知恵の中で考えれば出てくるのではないかなと思います。

「包括的性教育」という言葉にこだわらずに、わかりやすく、伝わりやすく、言いやすい用語をむしろ作り上げて発信してほしいなという意見でございます。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続いて、萩原委員から、お願いしたいと思います。

○萩原委員 今回、自分も包括的性教育というのを初めて聞いた中で、少し調べたりしながら、2つキーワードがあると思いました。資料1-1にも書いてあるとおり、SNSを通じた性犯罪の防止というところと、人権や性の多様性というところは、包括的性教育において1つ重要なところなのかなと思っています。例えば、SNSを通じた性犯罪であったりとか、人権や性の多様性というのは、当事者でないとあまり意識をしない部分でもあるのかなと思っていて、性犯罪にあう危険性があつた人や実際にあわれた方であったり、性的マイノリティの方であったりすると、この問題というのはすごく深く考える方が多いのかなと思うのですが、日々生活していく中で、全員が全員、こういう問題を深く考えているかというと、そうでもないのかなと思っています。そういう意識の中でやはり生活していると、偏見や自分で考えることが少ない分、そういう人たちに対しての勝手な思い込みみたいなものが出てきてしまうのかなと思うので、自分としては、その正しい性知識、性知識といっても包括的性教育にあるような幅広い性というものを基準として、そこから出てくるいろいろな問題についても、知識を正しくつけることを前提とした上で、ここで行われているインターネットを用いた性犯罪などの具体例をあげながら、学ぶ側が主体的に取り組めるような、自分事として考えられるような学び方ができれば、包括的性教育というものが浸透していくのではないかなと感じました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続いて、森岡委員、お願い申し上げます。

○森岡委員 資料1-1で包括的性教育という紹介文書があって、日本財団が定義した内容は非常にわかりにくいなと思いました。もっとわかりやすくできないかなと思いつつ、資料を読み込むと、添付されている「夢」という冊子に高橋幸子さんが投稿されていた表現がとてもよくわかりまして、彼女の的にもこれがストンと落ちたと言っているのが、先進国では性的同意や性の多様性などの人権教育が1つ、もう1つは途上国での避妊や性感染症などの貧困対策で、包括的というと、漠然と1番の方が優先されて語られているのではなかろうかと思います。幅広い意味での性教育というのは、いいと思うのですが、私個人的に前から気にしているのは、私が子どもの頃は性に対する関心は、10代はそのことばかり考えていた時期もあって、限られた雑誌媒体でドキドキしていたのを比べると、今はものすごい情報量がネットに出ていて、「こんなのが出ていていいの」というのがたくさんあるのです。正しい情報もそうでない情報もイリーガルなものもいろいろあって、そういうところで性に対する歪んだ情報で、避妊への無知、望まない妊娠からシングルマザーや貧困の連鎖の温床というのが私の社会的な課題意識があって、確かに人権教育はもちろん必要なのだけれども、まずは性に対する正しい理解が進むようにしてほしいと思います。高橋さんの記事の右下の方に、学習指導要領では小4で月経と射精、小5でヒトの誕生、小6で、中3で…と言いながら、しかし「性交については扱わないという歯止め規定がある」と書いてあるのです。「性交については扱わない歯止め規定。いや、そこが大切でしょう」と僕は思うのですが、誰もが語りたくないところなのだけれども、誰かが言わなくてはいけない、でもそれを語らないから、望まない妊娠だとかシングルマザーが出て、子どもを育てられない、生活保護になる負の連鎖、貧困の連鎖というふうに私は認識してしまっていて、概念的な人権教育は確かに必要だし、普及すべきなのですが、非常に身近な語りにくいところを包括的という言葉で何となくオブラートで包んで、肝心なところを歯止め規定の中で先送りすると、問題が解決されていない懸念を私は感じました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。今、紙でいただいた委員の皆様からのご意見を披露いただきましたけれども、もし差し支えなければ、宮城委員からも口頭でご意見を頂戴できればと思います。お願い申し上げます。

○宮城委員 私自身、包括的性教育は初めて聞く言葉でした。やはり知っておいた方がいいし、また知らずに悩んでしまう子もいるのだと思っておりまして、先生たちに負担はかかってしまうかもしれませんが、可能なら義務教育までにそれぞれの発達・成長に応じて丁寧に指導していただけるのが望ましい事項だと認識しました。また、どなたかのご意見にもありましたが、どの世代であっても、一定程度の意識をあらゆる国民に醸成させるということも必要だと思いました。以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。皆さんお忙しい中、いろいろなことをネットで調べながら、今回のことを考えてくださったとお話の中で端々に出てまいりましたけれども、かなりいろいろなお考えが出てきたなと思います。今、皆さんのご意見をお聞きになって、何かお感じになったこと、あるいはさらに付け加えたいことがあれば、承りたいと思いますがいかがでしょうか。私はメモを取りながら、各委員の皆様の発表を聞かせていただいたのですけれど、7つぐらいにまとめられるのかなと思って、皆さんの意見をおさらいさせていただきたいと思います。まず1つ目は、今回私も含めて13人の委員が、誰もこの包括的な性教育について反対の立場の人はいなかったということが確認されました。ということですから、この包括的性教育についての必要性はすべての委員の皆さんが同意するところなのだなということが確認できたと思っています。その意味で言うと、やはり進めていかななくてはいけないのでしょう。2つ目は、私もそうですが、多くの委員が戸惑ったのはこの言葉そのものです。包括的性教育という言葉自体が、まだ一般化していない中で、「包括的性教育って一体なんだろう」と皆さんネットで検索してみたのではないかなと思います。その意味で言うと、わかりやすさの部分で大きな課題があるように思われました。私も含めて、多くの委員の皆さんがご存知なかったわけですが、そこで岸本委員からは非常に前向きなご意見で、もう一步進めて、言葉として藤沢らしいものがあつた方がいいのではないかとということで、例えば「いのちと性の学び」というようなものもご提案いただいたところであります。そして、包括的性教育については、子どもから大人まで、すべての人に関わるものだということも確認されたと思います。未成年者を対象とした従来型の性教育ではなくて、子どもから大人まで、そしてもっと広がりを持たせて言えば、星野委員がおっしゃっていた、性的指向や性自認の多様性も含めて、あらゆる人たちにとって関わるものであるということが出てきたかなと思っています。そして4つ目ですが、土台となるものとして、多くの委員の皆さんがユネスコの作成されました「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の8つのキーコンセプトはやはり大事なのではないかといいところがありました。頂戴した資料なども拝見しますと、世界の性教育の1つの土台になっているものが、日本ではまだ導入には至っていないというのが、少しどうかなというところが感じられるところでございました。5つ目は、教育のところで深田委員からご提言いただきましたけれども、学校教育がやはり包括的性教育を普及していくためには、1つの大きなファクターになってくる。しかし、学校教育は、国としての方向性というものがありますから、この包括的性教育について、今の政治状況の中でどれぐらいの議員の皆さんが理解してくださるのであろうかというのは、ちょっと微妙な気がします。例えば、異性婚それから夫婦別姓についても、多様な意見がある中では、これがどういうふうに国の教育方針の中に入るかと言われると、相当時間がかかるのではないかなと個人の責任

で思った次第です。だからこそ、教育のラインで言えば、国という1つ大きな土台がありますが、都委員から神奈川県では1つ進んだ取組として「生命(いのち)の安全教育」、性に関する指導の手引きという形でも、かなり教育での取組を進める。こういったところでも、「生命の安全教育」という言葉も提言いただきましたが、こういったことも踏まえながら、最終的には、藤沢らしい包括的性教育のあり方を考えていくべきなのではないかというふうに、私は整理をさせていただきました。そして6つ目のところでは、包括的性教育について広めていく、進めていく、学んでいく、この辺りのところでは、入沢委員も萩原委員もおっしゃっていましたが、対話・ディスカッションが大事になってくる。上から「こうだ」ではなくて、みんながともに学び合っていくというスタンスが大事になってくるのだということもご意見としてあったと思います。最後になりますけれども、包括的性教育イコール人権教育というのは、鳥海委員がおっしゃっていただいた一言でありますけれども、まさにそういう視点で藤沢では進めていただくのがいいのではないかというのは、このふじさわ人権協議会としての意見といいましょうか、締め言葉にしたいなと思って拝見させていただいたところです。今私は勝手に皆さんの意見を端折るような形で、7点ほどまとめさせていただきましたけれども、さらにまだまだ皆さんからご意見あれば承りたいと思いますがいかがでしょうか。このような意見が皆さんから出たということで、ひとまずまとめさせていただきまして、そしてこれを先ほどの資料1－1にありました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」についての基本計画に活かしていただきたいと思っています。

(須田委員挙手)

○鈴木会長 須田委員、お願いします。

○須田委員 藤沢市のいろいろな施策をどのような形で広めていくかというのが大事だと思います。一般の人が知らないことが多すぎるのですよね。興味のある人だけしか知らないとか。先ほど、平成16年から教育委員会ではこういうことをやっていましたとおっしゃっていたのですが、無関心な人とか、犯罪やいろいろな形で困っている人は、それを知らないから、どこに訴えていいかわからないから困っている人が多いのです。先日も1点申し上げましたが、もう1点、市町村でできている包括事業というものがあるのですが、誰も知らないのですよ。市は施策をどういう形で市民にPRするのかということが、すごく大事なのではないかと思うのです。PRの仕方をもっと考えてほしいと思います。ただ広報に出しましたというのだと、広報を見ない人は知らない。知らないことが多すぎるのです。だから、「こういうことをやります。」とか「こんなことどうでしょう。」という意見の求め方もその1つに考えていただきたいなという希望です。

○鈴木会長 ありがとうございます。今、須田委員がおっしゃったことは、先ほどの資料1-1にあります「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画の中にこれが入っていくとするのであれば、市としてこれを進めていく、施策になる。そうすると、これをどういうふうな形で広めていくのか、どう伝えるのか、どこに繋がって必要なときに繋がっていけば良いのかというところは、例えば「仏作って魂入れず」ではないですけども、枠組みは良いものができたけれども、実際は中身がスカスカあるいは市民の方にとっては他人事ということでは、全くナンセンスな話です。そのあたりを市民が我が事として捉えられるような広め方、もしかするとこれも対話・ディスカッションということかもしれませんけれども、広め方も大事だなということを確認できたかと思います。ありがとうございます。他に皆さんからどうでしょうか。おおよそよろしいでしょうか。では1つ目の包括的性教育については、かなり難題でありましたけれども、皆さんお力で意見をまとめることができました。お礼申し上げます。では今一度、意見集約表に戻りまして、今度はより具体的な取組ということでのお諮りがございました。性への悩みなどを気軽に相談できる場を市役所5階の会議室に設けた場合、中学生・高校生の利用想定やメリット・デメリットについてということでの問いかけということです。入沢委員から順番に、簡単にご意見を伺うことができればと思います。よろしくお願いします。

○入沢委員 気軽に相談できる場のメリット・デメリットということでございますが、メリットはやはり、サードプレイスであるという場所的、環境的な特異性かと思います。家庭や学校など、多くの関係・しがらみから切り離されているからこそ本音で、気軽に話せることもあります。サードプレイスという点は大きなメリットです。次に、デメリットといいますが、懸念いたしましたのは、市役所は誰でもが利用できる公共の場です。プライバシーへの配慮をどうするかは気になります。オンラインを併設する等のやり方もあると考えました。また内容によってはその先の専門家への引継も必要なこともあると思います。2次対応の連携体制も整える必要があると思いました。最後に、これはシンプルなお提案ですが、対象と考えていらっしゃる中高生の方々に、どういうものが必要か聞いてみてはどうでしょうか？以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、須田委員、お願いいたします。

○須田委員 私は以前北部の外れの方に住んでいたのですね。そのようなところから市役所まで来るのだろうかと思うのと、開催する時間帯が放課後なのか、何時までなのかなと思ったり、既に学校にスクールカウンセラーの方はいらっしゃると思うのですが、そこでも話せない人が来るのだろうか、そうすると、本当に専門職でないとかかなり難しいのかなと思ったり、やはり知られたくないから悩むのであって、そういうスペースをどのような形で設置できるのかなと考えたり、そんなことを思いながら提案させていただきました。本

当に北部の方から来ると、やはり時間的に藤沢市役所までという、なかなか難しいのですよね。学校にも行かれない子もいると思うので、そういう本当に必要な人が利用できるようなところを作ってほしいなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続いて、深田委員、お願いします。

○深田委員 相談窓口を設けるということ自体は良いのではないかと思います。試験的に運用してみないとわからないということもあると思うので。ただ、他の委員の皆さんの意見の中にもありますけれども、プライバシーを守るためにどういう形で相談窓口コーナーを設置するかということに非常に配慮する必要があるということが1つと、それから相談員の方の専門性とか経験というのも大事なのですけれども、地域性から切り離すということも必要なと思います。相談に行ってみたら、小学校のときの担任の先生だったとか、あるいは近所に住んでいる人だったとかということになると、非常に相談しにくくなると思いますので、そういうことを考える必要もあるかなと思います。それから、神奈川人権センターでは、DVに悩む男性のための電話相談というのを今年で13年目に入るので、週1回だけですが実施しています。その時に注意していることは、相談員を2人体制にするということです。直接面談するということになると、本当は相手は1人の方が話しやすいのかもしれませんが、そういう閉じられた空間の中で話をするときには、やはり2人体制で実施するのがいいのかなと思います。それからもう1つは、他の委員の方々が言われているSNSや電話は顔を合わせることがなくハードルが低いので、そこで相談をして、それから面談の日時を予約するというような形のやり方もあると思います。そうすれば、その段階で相手の方はどういうことで相談したいのかというのがあらかじめわかりますので、どういう専門性を持った人に相談員として来てもらうかということもわかりますので、そういう2段階構えがあるかなと思います。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続いて、鳥海委員、お願いいたします。

○鳥海委員 相談する窓口を設けてほしいという声が上がっているならば、私も賛成です。ただし中学生・高校生と特定せず、性の悩みというのは、今はもう小学生からあると思うのです。なので、小学生、例えば10代を対象にするとか。中学生・高校生と特定してしまうと、ここにも書きましたけれど、高校中退とか学校には行っていない人は相談できないのかなと思ってしまうので、ネーミングするのが難しいかなと思いますけれど、どちらにせよ、より多くの若者が相談しやすい状況になってほしいと思います。私は人権擁護委員として、横浜法務局と辻堂にある法務局、藤沢市役所の3ヶ所で人権相談の相談員をしていますけれど、その経験から言わせていただくと、電話相談だと言いが悪いのですが、冷やかしの多いです。対面だと、本当に困っているというのが身をもって感じて取られます。SNSとか電話相談の方がハードルが低いというのはわかりますけれど

も、なおかつ性の悩みという、私の勝手な想像なのですけど、やはり冷やかしが増えてくるのではないかなと予想してしまいます。ですので、その辺は慎重に考えた方がいいと思います。性の悩みで相談員の先生と顔を合わせるのは嫌だと言ったら、パーテーションで仕切るなどという工夫もあると思うのですね。より多くの若者たちが相談しやすい環境づくり、これが大きなキーワードになってくると思います。私からは以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、星野委員からもお願いしたいと思います。

○星野委員 多くの人に情報を届けるという意味ではいいかなと思うのですけれども、ただ、私が懸念しているのは、性教育というと古い考えで避妊とかをイメージする人が多いかなと思います。20年前に性教育バッシングというのがありまして、大変問題になりました。そういうことがあると、また昔に戻ってしまうかなと思うので、ここは慎重に行う必要があるかなと思います。それから、包括的性教育がどういう人を対象にしているかを考えてやった方がいいかなと思っております。新宿のト一横とかに来るような人を対象にするのでしたら、こういうところは難しいかなと思います。他の自治体が実施しているのを見ましたら、「まちの保健室」という名称で商店街に設けている自治体もありましたし、訪問看護ステーションで実施している自治体もありました。

○鈴木会長 ありがとうございます。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 相談室を設けることは、非常に良いと思います。ただ、年代的に若い方が多くなるので、周知をどうしていくかというのが1つ課題かなと思いました。私は娘がいるのですけれど、電話をすごく嫌がるのですね。例えば、塾に今日は体調不良だからお休みをすとか、面談の日程を変更するというのを、電話1本すればいいだけなのですけど、電話するのだったら直接先生に言いに行くというふうにするので、最近の子にとって電話はすごくハードルが高いのだというのが意外でした。そういった形にするのであれば、先ほど委員のお話にもありましたが、第2段階で、まずはSNSというところから切り口を低めにしておいて、緊急性が高いことは大人が判断してあげて、実際にちょっと来てみない、みたいな形で持っていくのがスムーズなのかなというふうに感じました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、続きまして、ポッチャニー委員、お願いいたします。

○ポッチャニー委員 私にも高校生の息子がいて、相談スペースのことを話したら、「行かない」と言われてしまいました。相談スペースは、作った方がいいと思います。ですが、相談スペースに来るのにハードルが高くて、同じ世代の人に見られたら嫌だという理由で相談に来られない人が多いと思います。先ほど深田委員がおっしゃっていたのと同意見で、相談員と二人きりというのは良くないと思います。顔を合わせるのも嫌だという人も

いると思うし、なかなか難しいですね。もう1人看護師のように入ってもらい聞いてもらうとか、いろいろ考えたらなかなか難しいです。でも、まずはやってみるのがいいと思います。やってみて、対面がいいか、SNSがいいか、電話がいいか、タイの場合は電話相談がすごく多いです。電話相談は午後5時から午後11時までで、たくさんの若者から相談があり、電話対応は看護師が行うらしいです。誰にも言えないから電話することは良いと思うし、バレンタインの頃が相談が多いとか、結構わかるみたいです。でも日本の子どもたちが電話をするかどうかは、難しいですね。よくわかりません。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、都委員、お願いいたします。

○都委員 居場所があればあるほど、子どもたちにとってはいいのかなと感じています。先生以外にも話ができる人がいるということは、重要ななと思いました。ただ、皆さんがおっしゃっていたように、設置の仕方がきちんとしたものだと、やはりハードルが高くなってしまふのかなと思います。ただ、それが緩やかでフラットになってしまふと、プライバシーの配慮などが欠けてくるのかなと思いました。それから、先ほどもお話にあったかと思うのですが、藤沢市は大きなまちなので、市役所に設置することで、本当に北部の中高生などは利用するのかなと思います。先ほどの話にもあったように、私自身は自分の近くのコミュニティにあるからこそ、いろいろなことが話せるのかなと思ったのですが、近くにあるからこそ、知られると困るというようなお話もあったので、なるほどなと思いながらお話を聞かせてもらいました。設置した後に、どのように子どもたちに周知していくのかというところも課題にあるのかなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、岸本委員からお願い申し上げます。

○岸本委員 そういうお声が当事者になり得る方から求められているのであれば、導入自体は賛成をいたします。ただ、その要望が本当に当事者から来ているのかが最初にまず疑問に思いました。

私の職場の職員が、ちょうど同年代の子どもたちの親でしたので、この話を聞いてみたのですが、もう第一声は「行かない、行かない。直接行くとしたら、よほど悩みを抱えているときかもしれないけれども、たぶん抱えていたら外に出るというのも辛くなっているかもしれないし、あそこにブースがあるから行きたいなとなるのは、考えにくい」といったような感想でした。

需要を読み間違えて、箱を作ってしまったときに、撤退もかえって難しくなることもあるでしょうし、撤退したらしたで、そういうブースを作ったのに撤退しましたという事実が世間にマイナスのイメージで発信されてしまうことを懸念しております。

一方で、実際にそういう場が本当に求められているということであれば、そういう需要をどうやって利用に結びつけていくかという仕組みを考えていくというところが必要かなと

思いました。それが先ほど木村委員やポッチャニー委員もおっしゃっていましたけれども、世代によってハードルが低いアプローチというものがあるはずですので、電話やSNSなどいろいろなものを用意して、もしかしたら冷やかしかもしれないけれども、そこはハードルを低くいろいろなものを受け入れて、1つ1つ聞いてみて、緊急度とか悩みの深さとかを聞いた上で適切なところに誘導してあげるような優しいアプローチがあると素敵だなというように思いました。

また、どんな方が相談員として対応するのもすごく大事だとうちの職員が言っていました。やはり女子であれば男性の医師とか男性の看護師には相談をしづらいということがあったりするので、どういう方が相談員になるのかも判断要素となります。女性の医師、女性の看護師に相談できますというようなアプローチができればいいですが、有資格者を設置するとなるとコストもかかりますね。そういった課題を1つ1つ検討して解決策を見出すことも必要だなと思っています。あとは先ほど星野委員からも、「まちの保健室」というものがありますということをおっしゃっていましたが、名称も大事だと思います。相談の場を作ったら、それを周知をしたい、周知をするときには、わかりやすく、伝わりやすく、言いやすい名称のものを作って、伝播力を高める工夫が必要です。

その点で、「ユースクリニック」は、個人的にはわかりにくい印象です。また、「性の悩み相談所」というと、「性」が全面に出てきて相談に行くハードルが上がってしまうようにも思います。

「まちの保健室」という名称は、そのバランスもすごくいいところだと思っていますが、今後、そういう場を作るとすれば、名称にもこだわって藤沢らしいものを作っていただければなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、萩原委員、お願いいたします。

○萩原委員 公的な場所である市役所という場所に関しては、安心して相談できる要素の1つではあるとは思いますが、ただ来庁者が多い分、性の悩みに限定してしまうと、かえって利用しづらいのではないかなとも考えています。本当は性の悩みというだけで利用しづらい環境を取り払うべきなのかもしれないのですけれども、現状はそこを改善するというよりは、名称や周知の方法というのを慎重に考えていく必要があるのかなとは思っています。私自身、半年ほど前まで高校生でしたので、全高校生がそう思っているかはわからないのですが、私が考えるのは、やはりSNSというのは非常に有効な手段ではあるのかなと思っています。先ほど木村委員からもお話がありましたが、電話は少しハードルが高いみたいな話というのは、意外な話ではあると思うのですが、メールやLINEなどのメッセージは自分で考えて自分のタイミングで送れるので、ある意味すごく思考時間が長くて、何度もやり直せるような要素があるのですが、電話になってしまうと対面と一

緒で、リアルで対話をしないといけないので、そういうのが苦手な意識が最近はあるのかなと。日常使いでメッセージアプリなどでやり取りすると、リアルタイムであったときに、自分の言葉で説明できなくなってしまって、かえって面倒くさくなってしまいみたいなこともあるのかなとは思いますが。鳥海委員がおっしゃっていた冷やかしいたずらのものもあるのではないかとこの部分に関しては、ハードルを下げた分、本当は悩んでないけれど、いたずら的に送ってしまうという人も中には出てくると思うのですが、1つの対策としては、例えばフォームにして、質問数を増やしたりとか、冷やかしをするには面倒くさいぐらいの記入事項を書いていけば、冷やかし対策も少しはできるのかなとは思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。森岡委員、お願いいたします。

○森岡委員 私の視点から少し加えますと、私は辻堂神台公園の近くにある徳洲会病院のそばに住んでいるのですが、必ず辻堂神台公園を通して帰るのです。そうすると、夜遅くまで楽しく談笑している男女がたくさんいて、「君たち気をつけろよ」と少し心配しながら通っているのですよね。このあとどこに行くのかなとか、変なところに行くのではないかなとか、声はかけませんよ。一方で、今日、皆さん気付かれましたかね。「梅毒増えています」というポスターがあって、リテラシーがあがってないのかなと心配しています。そんな中で、今も昔も性の悩みというのは存在していて、その解決策として、市役所5階というのは若干飛躍しているという印象を受けました。というのは、本当にその需要があるのか、ビジネス的に言えば、人をそこに置いて1日はりつけるということは大変なコストがかかるし、空き時間や無駄時間ができる。そうなったときに、私が思ったのはビジネスでいろいろステップがあって、まずはメールかSNSかでファーストタッチがあって、それから電話でやり取りがあって、もっと踏み込むとオンラインで画面と声でやると、もっと踏み込むと対面になるという。海外のやり取りはなおさらそうなのです。最後は会って話しましょうということになるのですけれども、ステップを踏んでいった方がいいと思います。いきなり5階に来るとなると、初回で初めてそこから全部聞くとなると、なかなか聞く人も大変だし、しゃべる方もつらいし、結局誰も来なくて開店休業となると、私のビジネス上の経験からすると、提案した人に「何でそんなことをやったんだ」とか、かえって事後対応が大変になるかなという気がします。もう少しステップバイステップになるような柔軟い対応で、柔軟にいつでも撤退したり、いつでも拡張したりできるような、そんな考え方もあるのではなかろうかと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。宮城委員からも、補足がございましたらお願い申し上げます。

○宮城委員 私も家庭や学校以外にそういった相談の場があることについては賛成ですが、やはり相談者のプライバシーを保てるのかとか、カウンセラーの方のクオリティ確保ができるのかとか、そういった点から、例えば中高生が多く集まる場所に相談できるようなSNSのURLやQRコードなどを貼ったりとか配ったりとかして、最初はやはりSNSが良いのかなと思います。それで、今おっしゃられたように段階を踏んで、最終的にはプロの方が対面で対応という形が望ましいのかなと感じました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。多くの皆さんから、大変有益なお知恵をいただいたかなというふうに思っています。委員の皆さんのご意見をお聞きいただいた中で、こういうのはどうだというようなご意見がありましたら、お願いいたします。

(深田委員挙手)

○鈴木会長 深田委員お願いいたします。

○深田委員 萩原委員のお話の中で、性の悩みに限定してしまうとかえって利用しづらいのではないかという話を聞いていて、半世紀前の自分だったらどうかなと思ったら、やはりそうかなというふうに思います。ですから若い世代の人の悩みを聞くコーナーということにして、その中で性の悩みが出てきたときは、その専門の人に繋いでいくというように間口を広げた方がいいのかなと思いました。5階の会議室で相談コーナーというのは、休日もこのフロアは開いているということが前提にあるのだらうと思うのですが、少し間口を広げた中で、若者相談みたいなことで始めるのがいいのかなと思いました。ただ、自治体によっては既にそういう相談窓口を持っているところもあると思うのですが、藤沢市では特に今はそういう相談窓口を持たれていないのかなというのが質問です。

○鈴木会長 そのあたりはどうでしょう。深田委員からのご質問で子どもたちがご相談できる場といえましょうか、性に限らず一般的な相談場所というのは、あつたりするのですか。

○事務局(濱野) 細かくまだ確認しきれてないのですが、子どもの人権相談というのはもちろんあるのですが、法務局の方でもあります。藤沢市には子ども青少年部がありますので、さまざまな相談は受けていると思いますが、どのような周知を行って、相談を受けているかというところまでは調べていません。

○深田委員 子どもの人権相談というのはそれはそれで大切だと思うのですが、人権という言葉がなかなかそれ自体がハードルが高いところがあると思うので、もし子どものセクシオンの方で既に何か進めているのであれば、そこと連携しながらやっていくということも1つのやり方かなというふうには思います。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。たくさん意見が出ました。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 岸本委員、お願いします。

○岸本委員 その世代に近い萩原委員のコメントがすごく参考になりました。確かに名称の話が深田委員から出たので、今回は私はそこにこだわっているのですけれども、「子どもの相談室」と呼んだときに、高校生あるいは高校を卒業したぐらいの方たちは自分を「子ども」と認識するだろうかと気になっています。かといって、お悩み相談所だと何を相談に行っていかわからないと、それもまた利用に結びつきにくいので、本当に名称はすごく難しいなというのがご意見を伺った感想です。

あと萩原委員の電話の分析も面白く聞いていました。発信するまでに時間をおいてということが、今の若者の得意分野なのかなと思っています。先日、中学高校の教員の先生のお話を伺ったのですが、今教えている生徒たちの特性としては、コミュニケーション能力が1世代前よりも少し下がっているというエピソードがとても興味深かったです。念のため補足すると、それは子ども達の総体的な能力が下がっているという話ではなくて、得意不得意の凸凹のある能力の中でコミュニケーション部分が少し凹んでいるように見えているだけで、ほかの部分では、今の子ども達のほうが昔の子ども達よりもすぐれている部分はたくさんあるということではあるのですが、そのコミュニケーション能力についての理由を考えると、昭和の世代の人たちは友人や好きな人に電話をかけようとすると、まずその親が出るという最大のハードルを越えなければいけなかったわけです。でも、電話という手段しかない中で、意中の人と話すためには、そのハードルを乗り越えないといけないわけですから、かける前にいろんなシミュレーションをしてみたり、ダイヤルを回す途中で気持ちが折れて受話器を置いたり、やっと電話をしてみたけれどイレギュラーな反応があったりして…といくつものハードルを何とか乗り越えて、ようやく話したい友人なり好きな人と電話ができる。そういう経験をしてる中でコミュニケーション能力が磨かれてきたわけですね。それが、今はもうスマホを1人1台持つ時代ですから、電話をかければ意中の人と直接話すことができる。そういった育ってきた環境の違いによって、相対的に、昔の人はコミュニケーション能力に長け、今の人はスマホや電子デバイスを扱う能力に長けるという違いが出ているのではないかという見解です。なので、こういう相談ブースを作るときにも、相談や予約ツールなどがいろいろある中で、人によっても、世代によっても得意不得意があり、多様性があると思うので、悩みを広く拾えるようにするためには、電話、SNS等、いろいろなツールを用意しておく方が、いろいろな方に幅広く利用いただけるのかなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。皆さんの意見を少しまとめてみたいというふうに思います。まず、相談の場について基本的には何らかのものは必要だよねというのは緩やかに合意されている気がしますけれども、その持ち方、

あり方は、もっと研究が必要という感じがいたしました。一般的な相談の中で受けるべきか、それとも性というところに特化したもので受けるべきか、ハードルの高さ低さというところとも関係してくるという話もあったと思います。位置づけとして、やはり相談の場はいろいろあった方がいいでしょうし、その居場所とかサードプレイスという部分での有益性もあるというようなお声もありました。ほかに、対象をどうすればいいのだろうかということで、中・高生という言い方でいいかというところ。私も思ったのですけれど、前段で包括的性教育で子どもから大人までと言っているわけですが、ここは本当にコンプリヘンシブでなくていいのかというのも思いましたし、それから方法のところ、ターゲットとする世代に一番近い萩原委員からのご意見は本当に大きかったと思います。対面か対面以外ではないのですね。リアルタイムか否かなのですね。そこはすごく勉強になったところでして、方法を考えなければいけないというところがあります。それから場所ですね。今回、市役所5階にというピンポイントでお話をいただきましたけれど、そもそもそれっていいのでしょうかというところもいろいろな意見がありました。それから誰が聞くのかということについても、とても大事だということがありました。専門性やあるいは聞く人の性別や、あるいは単独か複数かということもあったかと思います。そして他に配慮点として、プライバシーですね。個人情報にどう配慮していくのかというのが、これは最大の所だと思いますけれども、ありました。あとは相談を受けた後に、その先はどうなりますかということで、ここが第1次相談だとすれば、2次相談、3次相談というより高度な相談や医療などいろいろなところに結びつけていく、そのような接続の機能もきちんと持たなくてはいいのではないのかというお声もあったかと思います。いずれにしても、相談しやすい、利用しやすいを旨としてというのが、皆さんの大きな意見だったかと思います。あとは冒頭に入沢委員がおっしゃっていただきました需要についてですね。岸本委員、森岡委員もお話くださいましたけれども、需要については、ここでターゲットにしたい中高生に聞いてみようということが重要になってくるなというふうに思います。最後に、深田委員からのお話でなるほどと思いましたけれども、いろいろな相談の場がある中で、この相談窓口はどういう位置を占めるのか。先ほど、子どもの人権相談もあるし、子ども家庭支援の部分でもいろいろあるし、教育の中でもいろいろな相談の窓口もあるのかもしれませんが、その中で埋没せず必要な形でこの相談の場が残っていくにはどうすればいいのか。お金のかかる話ですから、新規事業を立ち上げるというのはなかなか難しいと思うのですが、そういうことを考えてくださっているのであれば、本当にこれをどう生きた相談の場にするのかということをお考えいただきたいというのが、委員の皆さんの大きなご意見だったかなとぎっとまとめさせていただきました。ということで、市としてもお受けとめいただければと思います。では、議題を進めさせていただきます。議題2の「困難

な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づく市基本計画」ということで、事務局からお願いします。

○事務局(猪野) それでは資料2-1をご覧ください。この2024年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたところでございます。この法律では、第8条第3項におきまして、市町村は国が策定する基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における支援のための基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされております。現在、県の調査によりますと、大半の市町村は、現在の男女共同参画計画やDV計画の中に含めると回答をしているところでございますが、本市におきましては市民意識調査を実施した上で、市の基本計画として策定を進めさせていただいているところとなっております。それでは、資料2-2の方を使いまして骨子案の説明をさせていただきたいと思います。この計画につきましては、ふじさわジェンダー平等プラン2030～藤沢市男女共同参画計画～という男女共同参画の計画の別冊という形で策定するものとなっております、基本的にはジェンダー平等プランの周期に合わせまして計画進捗管理を行っていきたいと考えております。今年7月末までに、藤沢市女性の暮らしに関する市民意識調査を実施いたしまして集計を行っているところですけれども、今回はコンサルティング会社を入れずに市職員が単独で集約、集計、考察などを行っている関係もありまして、当初のスケジュールよりも時間もかかっております。本日、この会議で詳細をお知らせすることを予定しておりましたが、今後、機会を見つけて、改めてご説明をさせていただければと思っております。次のページをご覧ください。目標と施策の方向性につきましては女性相談支援員への負担の増加や、女性の抱える困難や不安の軽減、解消するためには、民間団体と行政が一体となって取り組む必要があるということから支援者を支える施策を推進の基本方針にするということと考えております。こちらに重点目標が3つございますが、あらゆる暴力の根絶、生活上の困難に対する支援、生涯にわたる健康づくりの推進の3つということとしております。この重点目標の3につきましてはリプロダクティブヘルスライツという、先ほどの性教育の話にも関連するところではありますが、女性の健康と権利の保護というタイトルに変更していきたいというふうに考えております。重点目標1につきましては、配偶者等による暴力の防止を最初に掲げさせていただいております。現在集約中ではありますけれども、今回の調査によりますと、相談先の情報不足、DVへの気づきに繋がらないことへの指摘というものが数多くありましたので、DV相談窓口の周知啓発について強化をしていきたいと考えております。また相談支援体制の充実につきましては、女性相談支援窓口におけるDV相談に対する専門性の向上、他部署との連携強化を明確にするとともに女性相談窓口以外の窓口でも、女性からの相談対応能力を上げていくということを明確にして

いきたいと考えております。次のハラスメントのところにつきましては、人格を否定するような言動を受けたことがあるという人が24.1%にのぼるなど、女性の重要な課題となっていることから暴力の根絶という中で位置づけていきたいと考えております。続きまして、重点目標の2になりまして、こちらは生活上の困難に対する支援で、生活困窮への対応とともに、今回の調査で母子世帯の生活状況が苦しくなっているということや、DV被害による離別と推察される例が多く見られましたので、ひとり親家庭などへの支援を明確にしまして母子父子自立支援員の相談支援の充実についても明記をしていきたいと考えております。次に重点目標3につきましては、女性の健康と権利の保護といたしまして、女性特有の心身の変化や不調により社会生活に影響があったかの質問に対して、41%の方が「ある」と回答しておりますので、性が抱える健康の課題というものにつきまして、フェムテックなどの活用も含めた取組や啓発などを盛り込んでいきたいというふうに考えております。また、今年度策定されました本市の自殺対策計画の中で、女性の自殺対策が基本政策の1つということで掲げられておりますので、メンタルヘルス対策や情報提供の推進、命を支える自殺対策などについても明記をしていきたいと考えております。その他にも、性に対する理解、知識不足による課題というのが社会生活上の困難と結びついたり、人権侵害に直結するケースもありますので、性の理解と啓発につきましては、この中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。次のページにかかりまして、「女性支援に係る体制の充実」というところですが、女性支援のための一元窓口の設置という声が実際あることを承知しているところではあるのですが、本市では現在、DVを始めとする女性相談につきましては、生活保護を所管する生活援護課におきまして、生活支援と一体的に対応できる体制を整えております。これを一元化するというので、別に窓口を設置してしまいますと、むしろ各課との連携に必要な時間を要する可能性があるのではないかといった指摘や、市の事業に幅広く精通する人材の確保というところが難しくなるのではないかなという点から、各相談窓口における女性からの相談支援への対応力の強化と庁内連携というところに軸を置いた体制を検討しております。ここでは、まだ細かい記載はございませんが、庁内連携組織と、庁内外と連携できる会議をそれぞれ設置する方向で検討を進めております。説明としては以上になりますが、途中でフェムテックという言葉を使ってしまったのですが、こちらは性が抱える健康の課題をテクノロジーで解決する商品やサービスを指すというふうにされておりまして、そういったものを市の方で広く啓発をして導入を促していくことを進めていききたいという趣旨でございます。説明としては以上となります。

○鈴木会長 ありがとうございます。国の法律が今年の4月1日から始まり、2025年4月から藤沢市独自の女性支援計画がスタートするということでありました。先ほどの資料の

中にもございましたけれども、このふじさわ女性支援計画については、基本的にふじさわジェンダー平等プラン推進協議会が管轄をして、いろいろなことをより精緻に議論してくださっているということだと思のですが、ここで出されたというのは、人権の視点から何かないかというような趣旨でよかったでしょうかね。皆さんから、まだ骨子案ですので、今のこの情報提供の段階で、皆様から何かこういう視点も大事ではないかということがあれば、ご発言をいただければというふうに思います。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 岸本委員、お願いいたします。

○岸本委員 この計画の端緒が法律である「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」であるので、女性に着目するという計画になるのは、ごもっともだとは思いますが、けれども、先ほど星野委員からのお話にもありましたとおり、性被害を受けるのは女性とは限りませんし、私のところに相談に来るDV被害者の方も女性とは限らず、逆もあります。そういう意味では、問題を抱えていたり、いろいろ困っていたりする方についての支援は、男女関係なく必要かなと思います。この計画にブレーキをかける側の意見と捉えて欲しくないので、まずは女性の支援から始めていただくのは構いませんが、その先にはジェンダー的な観点からも、男女関係なく支援する制度にしていっていただけたらなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。市の方から何かありますか。

○事務局(猪野) 今、岸本委員からご指摘がありましたとおり、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づいて計画を作っていくということになりますので、この計画に関しては女性に着目するという形になります。ただ一方で、本市のジェンダー平等プランにつきましては、性別問わず、誰もが活躍できる社会をつくるということを目標と掲げておりDV防止の計画と統合しておりますので、そういった意味でジェンダー平等を進めていくという中の1つとして、今回計画を策定するものとなっております。

○鈴木会長 ご意見ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。

(深田委員挙手)

○鈴木会長 深田委員からお願いいたします。

○深田委員 私の記憶ですと女性支援新法に関連して、都道府県が基本計画を立てるのは義務であって、基礎自治体については努力義務になっているかと思います。そうした中で、藤沢市が独自に基本計画を作ろうというのは、とても前向きで素晴らしいなと思っています。神奈川県内、もしご存知でしたら教えていただきたいのですが、他の市町村で基本計画を作るという話は、まだ聞いたことがないので、逆に言うと、藤沢市が作る基本計画が県内の他の自治体の見本になっていったら素晴らしいだろうなと思っています。

す。それから、私が聞いている範囲で、女性支援新法を上手く活用させていくためのポイントがいくつかあるのだと思うのですが、1つはここにも書かれていますけれども、さまざまな民間団体と協働していく、この中で後半に女性支援調整会議が設置されるとあるのですが、これも上手く運用されれば大変素晴らしいと思います。神奈川県内は、長年、女性支援を行ってきた団体がたくさんありますので、上手く機能していけば素晴らしいと思います。それからもう1つ、女性相談支援員について、資料の中で女性を取り巻く課題認識や相談支援に関する知識技術を習得することで、対応力の向上を図ると書いてあって、これも大変素晴らしいことだと思うのです。従来のDV支援をしていた婦人相談員よりも、今お話があったようにさまざまな分野の知識を持っていかなければいけないということになるので、こういうスキルアップは重要なことだと思いますが、同時に女性相談支援員の待遇の面で、有期雇用だとせっかくいろいろスキルを身につけたのに、今年でお仕事終わりですということになってしまうのもったいないので、待遇の面についても藤沢市は他の市町村より先に出て考えていただければ、より有効にこの法律が機能していくのではないかなというふうに想像します。それからもう1つ、この中で、「性自認が女性のトランスジェンダーを含む」とありますが、これも大変素晴らしい発想だと思います。実は、私も過去にトランスジェンダーの女性から、家族からの暴力被害の相談を受けたことがあります。ただ、そうした人が逃げ込むシェルターがないのです。身体的に男性だと行く場所がないので。ですから、DV被害者もそうだろうと思いますけれども、トランスジェンダー女性の方をどういうふうに支援していくのかというのを、藤沢市で先進的に取り組んでいただければ、他の市町村にとっても良い前例になっていくのではないかなと思います。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。

(森岡委員挙手)

○鈴木会長 森岡委員お願いいたします。

○森岡委員 この資料の3ページ目の上から2つ目のパラグラフで、自分らしく暮らすための自立支援の促進、住まい就労などの経済的支援、私も2年半前にサラリーマンを定年退職して、いろいろな社会活動をやっている中に子ども食堂があります。子ども食堂というのは全員ではないですが、多くは経済的な困難に直面してきている、シングルマザーとその子どもたちを見ていると、私は個人的な話ですが離婚をして、養育費を払い切っているのですが、養育費を払い切れている人はまずいまして、その辺は弁護士の方がお詳しいと思うのですけれども、大概は最初から払わないとか、途中で止まってしまうということが多いらしいのです。良い点では、藤沢市は離婚をするときの養育費の設定を书面化するという手続きのところで、数万円の財政的な補助をする

というようなことが新聞出ていたと思うのですけれども、できればもっと踏み込んで、養育費の支払いの執行代替するような機能を既にやっている市町村もあると聞いておりまして、そこまでやるとかなり大変な負荷だと思うのですけれども、本当言えば男がきちんと払えばいいのですけれども、そうしない男がたくさんいる。そうしないがゆえに、シングルマザーが困難に直面していったって、子ども食堂が必要であると、ロータリーとしても公言しているのですけれども、そんなのが一つもないのが良い世界に決まっているのだけれども、現実が存在するのであれば、少しでもサポートするという意味で行政として代理執行などを、そこまで踏み込んでという先行事例もあるみたいなので、もしご検討いただければということでこの場でお伝えさせていただきます。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。

(須田委員挙手)

○鈴木会長 須田委員お願いいたします。

○須田委員 ジェンダー平等プラン2030を見せてもらっているのですけれども、配偶者からの暴力防止が2019年6月に保護対策の強化を図るというふうにされていながら、まだDVがひどくなっているというのは、資料2-1の計画の検討状況について、計画の期間がプランの計画に合わせて進捗管理を行う予定とありますが、この周知方法はどのような形で行われるのでしょうかという疑問があります。DVは地域で訴える人がいなければ、なかなか把握できないのですけど、民生委員さんはその地域の困っている人の状況を把握されているのではないかなと思うのですけれども、市はそういうふうな形での把握ができているのでしょうか。そのこともお聞きしたいと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。お問い合わせのところ、いかがでしょうか。1つ目は計画履行のモニタリングというお話でしたね。2つ目は民生委員さんとか地域の方との関わりについて、ニーズ把握についてですね。

○事務局(猪野) まず進捗管理につきましては、DV防止計画を内包したふじさわジェンダー平等プランは、ジェンダー平等プラン推進協議会で進捗管理を行っておりまして、そこでご意見を頂戴しながら対応を進めております。今回の計画も、DVというのは非常に大きな課題になりますので、具体的に記載はしますが、進捗管理自体につきましては、DV防止計画の中で実施していくというふうに考えております。

もう1点の民生委員との連携というところにつきましては、ジェンダー平等プランの中にも記載をしております、本課からDV相談窓口案内カードの啓発などをさせていただいておりますけれども、今回のアンケートでは、やはり10代、20代、30代ぐらいまでは地域の方に相談をするというのが非常に少なくなっていて、実際の結果ですと0%という結果が出ていまして、相談する場所をきちんと知らせていくことが重要というふうに考え

ています。この庁舎にも各階のトイレにDV窓口カードというのを置いております。そういったカードなどを使って相談窓口を周知して、直接連絡をしていただいたり、来ていただけるような仕組み作りというのを今進めているところになります。

○鈴木会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。このふじさわ女性支援計画については、先ほどもお話がございましたけれども、資料の2-1の裏面にありますとおり、これからパブリックコメントも実施されていくというところでありますので、まだ本当に素案の柱立てのみしか今日のご報告をいただくことができておりませんけれども、更に実際のものが出てきてということで、パブリックコメントもあるかというふうに思います。ぜひ委員の皆様におかれましてはこちらの方も、ご活用いただきながら、人権の視点から、ご提言をいただければと思います。よろしく願いいたします。では、最後になりますが、今回、萩原委員から、この人権の取組にも根深い関わりを持っております平和について、この夏のお取組をなさったということで、ご報告をいただこうと思っております。萩原委員お願いいたします。

○萩原委員 これから広島の平和学習の報告をさせていただきたいと思います。今回の広島での平和学習では、事前学習を2回行った後に、8月5日から7日にかけて、2泊3日で広島に行かせていただきました。その後、報告会を行い班ごとに発表するという流れでした。事前学習では、講師を招いてのグループディスカッションやワークショップ型の学びというものがあり、自発的に皆が取り組めるような内容になっていたと思います。その後、実際に8月5日から7日にかけては、広島のいろいろなところを回り、見学したりお話を聞いたりしたという流れでした。帰ってきて、2回ほど班で集まり、報告会の準備をし、報告会という全体の流れでした。班構成としましては、広島派遣は全部で3班ありまして、自分がA・B・Cの3班のうちのB班のグループリーダーの役割をしていて、小学5年生から大学生まで7人ぐらいで1つの班が構成されていました。結構幅広い年代の人たちで構成されていたのかなと思います。8月5日、1日目は「原爆の子の像」にてセレモニーを行った後に、平和記念公園で資料館の方で当時の服であったりとか、残っているものであったりとかを見学した後に被爆者の体験講話を聞く、時間がありました。2日目は午前中に平和記念式典に参列しまして、その後被爆体験伝承者の講話を聞きました。午後は班別自由行動で、広島市立大学の平和活動サークルS2という方々に同行していただきまして、それぞれの班で事前学習のうちに決めたルートを移動するような形になりました。その後、元安川で灯籠流しを見て、ホテルに帰るという流れでした。3日目は原爆と被爆電車について、講師の方に講話をしていただいた後に、原爆ドームを見学して、実際に被爆電車に乗車するという体験をさせていただきました。今回、その中で被爆者体験講話と原爆と被爆電車についての講話の2つについて少し話していこうかと思

います。被爆者体験講話につきましては、講師が梶矢文昭さんという方でした。梶矢さんは85歳で小学1年生のときに被爆されたそうです。1962年から広島市で小学校教諭や校長を務め、2001年にヒロシマを語り継ぐ教師の会を発足し、事務局長に就任されたそうです。被爆体験証言者として、残り少ない方々の1人で、梶矢さん自身、癌を発病された中での活動となっておりまして、体を張って、この活動に従事されている方です。梶矢さんは現在の原爆の状況と自身の被爆体験、そして平和についての梶矢さんの考えというものをお話していただきました。現在、原子爆弾の数というのは世界で1万2000発を超えるとされています。特に最近ですと中国における原子爆弾の数が増えています。しかし、増えていることに関して国連であつたりとか、世界が政治的なさまざまな理由があるとは思いますが、止められてないという状況になっております。また、それらを規制することも難しいのが現状なのかなと思っております。私が梶矢さんのお話の中で、印象に残っていた言葉として、「三度許すまじ」という言葉がありまして、「3度目はないよ」という言葉なのですけれども、広島と長崎に原爆が落ちた中で、梶矢さんは実際に体験されてその悲惨さというのを知っている分、絶対に3回目を許してはけないという強い思いのもとに活動されていると思いますし、今回の講話においても、そのような気持ちさがすごく伝わってきました。3度目を落とさせないために、私たちに何ができるのかというところで、原爆について知っている人が声を出すことを徹底することが大事なのではないかと梶矢さんおっしゃっていました。もちろんそれは、梶矢さんのように被爆体験証言者であつたり、伝承者であつたりとか、そういう方々が広げていくというのはあるとは思いますが、私も今回、原爆について学びましたが、いろいろなところでいろいろな人が原爆について学ぶとは思いますが、学んだ内容というのをインプットするだけではなく、アウトプットしていくという作業も重要なかなと思いました。私たちにできることとして1つ大事なことは、自分にできることとできないことを理解することを梶矢さんがあげていました。私も非常に共感したのですが、例えば世界問題とか、国レベルの問題で考えてしまいますと、私たち1人1人に何ができるのかなと思ってしまう。何もできないのかなと思ってしまう部分があつたりするかなと思うのですが、そうではなくて、もっと身近で自分にできることというのを精一杯頑張るということを積み重ねていくうちに、目標達成に近づくのではないかと思います。最後に梶矢さんがおっしゃっていたのは、平和において重要なことは何かというところで、「お互いを大事にし合うこと」ということをおっしゃっていました。これは先ほど申し上げた自分にできることとできないことを理解することにも繋がると思うのですが、例えば自分の隣の人の考え方を尊重するなど、自分の家族、職場、学校であつたりとか、そういうところで、その1人1人、お互いを大事にし、尊重し合うということが、遠い話ではありますが、巡り巡って平和というものに

少しずつ繋がっていくのではないかという考えをおっしゃっていました。自分も非常に共感し、身近なところから変えていくべきなのかなと感じました。2つ目が原爆と被爆電車という講話で加藤一孝さんのお話をお聞きしたのですけれど、今回は少し被爆電車というところを除いて、原爆とエノラ・ゲイ号というところについて少しお話させていただきたいと思います。加藤さんは日本路面電車同好会中国支部代表や比治山大学の講師をされている方で、被爆電車についてお話いただいたのですが、自分が心に残った部分を中心にお話させていただけたらと思います。1つ目は広島に落とされた原子爆弾についてで、リトルボーイと呼ばれ、テニアン島からB29によって運ばれたということです。原爆による被害は35万人いて、そのうち一般市民が29万人も巻き込まれたということです。軍人が4万人しか被害を受けていないのに、市民が7倍以上の29万人被害を受けているというのは、この原子爆弾の被害というのがどれくらい大きかったのかがわかるかなと思います。1945年12月までには14万人が死亡しています。藤沢市の人口が44万人ほどですので、3分の1ほどがこの原爆によって12月までに死亡したということになります。続いてエノラ・ゲイ号とは何かといいますと、テニアン島からB29によって運ばれたリトルボーイ、そのリトルボーイを運んだのがエノラ・ゲイ号という飛行機でして、そのエノラ・ゲイというのが飛行機に乗っていた機長の母親の名前が由来でして、母親の名前をつけるぐらいですから罪悪感がないことや、任務に誇りを持っていることの表れなのかなと個人的には思うのですけれど、話していただいた加藤さんは、「私には全く理解ができない」とおっしゃっていたのですけれど、私が思うのは、日本側の視点とアメリカ側の視点とは大きく異なっていて、アメリカ側は当時、原爆を落とすことが日本のためにもなるというような考え方をしていたのではないかなと思いますし、大きくそこは異なる部分だったのではないかなと思います。罪悪感がない理由としてもう1つあげるとしたら、機長や戦闘機に乗っていた人たちは、地上600mで爆発していることもあって、爆発する前にアメリカのテニアン島に逃げ帰っていることもあって、実際に被害を見ていないことというのが1つの原因ではないかなと思います。実際に被害を見ていないとか、実際に物を見ていないと想像できない部分があったりするのではないかなとこれを聞いて私は感じました。今回の平和学習のまとめなのですが、2つ私が強く印象に残ったことを最後にあげさせていただきたいと思います。1つ目が原子爆弾の脅威の再認識というところです。被爆者の講話や原爆ドームなどの遺産巡り、平和祈念式典参列などを通じて、改めて原爆の脅威を知ったということなのですけど、今までは教科書や授業でしか原子爆弾というものを扱ったことがなく、死亡者が14万人いたというのも、授業の中では聞いていたのですけれど、やはりデータ上の数字といいますか、14万人といってもあまり想像がつかなかったのですけれど、実際に式典に来場している数とか、例えば藤沢市の人口など

身近なところから考えると、この数の膨大さを改めて感じたところではありました。また原爆ドームとか、班別自由行動のときに被爆した小学校などを巡ったのですが、そこにその当時のまま残っている姿を見ると、こんなに被害が大きかったのだとか、こんなに爆風があって、建物が全壊するような大きな被害が出たのだなというのをすごく実感できるような今回の平和学習でした。もう1つ感じたのは平和の難しさです。先ほどのエノラ・ゲイ号の話でもあったのですが、戦争はそれぞれの正義、それぞれのやりたいこと、思惑があって、その上で戦っている話ではあると思いますので、どちらかが悪いどちらかが良いというような二元論では片付けられないのかなと思いました。そういうところから、改めて平和の難しさというのも感じた平和学習でした。最後に、課題の分離というのをあげているのですが、これは梶矢さんも被爆者体験のお話でもあったのですが、世界規模、国規模で考えてしまうと、私自身がまだ学生ということもあるのかもしれないのですが、「何もできないんじゃないか」、「平和について私たちができることって何なのか」と考えたとき、平和に直結することはあまり考えることができなかったのですが、身近な部分で例えば人に優しくすることもそうかもしれないし、人の意見を受け入れることもそうなのかもしれないし、先ほどやっていたジェンダーなどの違いを受け入れるということも巡り巡って平和に繋がっていくのではないかなと考えたときに、私たちにもできることはあるのかなと感じました。なので、身近な部分から変えていくということが一番重要なのかなと今は考えております。これで平和学習の発表は以上となります。ありがとうございます。

(拍手)

○鈴木会長 ありがとうございます。萩原委員が行っていただいた広島への平和学習は、藤沢市が実施する平和学習広島・長崎派遣プログラムということで、今年度21人の方々が広島・長崎にそれぞれ派遣されたと聞いております。その中の学びということであります。本当に平和というのは、先日、ノーベル平和賞を被団協が受賞いたしましたけれども、今日いろいろ語られてきた人権というのは、平和の上でなくては成り立たない話だなということを強く感じるところであります。皆さんから何かコメントありますか。よろしいでしょうか。萩原委員、ありがとうございます。皆さん、もう一度拍手をお願いします。

(拍手)

○鈴木会長 今日の議題は以上ですべてとなります。皆様から何か追加されることございますか。市の方からは、これはご覧いただければということでよろしいでしょうか。2つの講演会ということでございます。全体を通して、皆様から何かございますか。

(星野委員挙手)

○鈴木会長 星野委員お願いいたします。

○星野委員 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律のことなのですが、神奈川県の方では「困難な問題を抱える女性等」という「等」にしています。神奈川県のご説明によると男性へのDVやトランスジェンダーの女性を含めるために「等」というのを入れたということでした。補足です。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。これは計画の根幹に関わる大事なところですね。

○事務局(猪野) 県の方で説明を受けておりまして、神奈川県の方は、DV防止計画と一体計画にするということになりまして、もともと藤沢市のDV計画もジェンダープランの中に入れているので、男性も女性も対象にしているのですが、神奈川県がDV計画に入れるというところで、男性やセクシュアルマイノリティの方も入ってくるということで、「等」をつけますというような説明を受けております。そのあたりが本市の計画との違いもありますので、名前の考え方については、また今後検討していきたいと考えております。

○鈴木会長 星野委員、ありがとうございます。大変有益な情報でございました。他に皆様からよろしいでしょうか。私の進行はここまでとさせていただきます。

○事務局(濱野) 事務局から連絡がございます。次回の第3回協議会は来年1月17日(金)午後2時から予定をしております。場所は、本日と同じこの会議室でございます。また開催日が近くなりましたら、通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。また、本日の会議の議事録を作成次第、皆様にメールでお送りいたしますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。次回1月17日でございます。今回の第2回協議会は委員の皆様全員がご参集いただけたということで、本当にたくさんのご意見をいただきましたこと、改めてお礼申し上げたいと思います。また次の協議会でお会いできればと思います。本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでございます。

以 上